

平成 21 年 8 月 11 日
事 務 連 絡

会 員 各 位

(社)兵庫県トラック協会
環 境 事 業 部

大阪府「流入車規制適合車等標章(ステッカー)」の再交付について(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当委員会の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、さる 7 月 29 日(水)に平成 21 年度第 1 回環境対策委員会を開催致しましたが、その中で大阪府の適合車等標章ステッカーが破損(洗車等による剥がれ)してしまうとの意見があり、大阪府に確認した結果(別紙)をご報告致します。

敬具

1. 大阪府交通環境課(平成 21 年 8 月 3 日)の回答

(1)ステッカーの再交付状況について

ステッカー発行枚数 約 76 万枚 内再交付 約 5,800 枚[洗車等による(破損)剥がれは約 6 割]

(2)ステッカーの改良と再交付請求について

昨年 12 月末から改良(素材)したステッカーを交付

(表面シート(青色)が剥がれたステッカーでも貼付してあれば違反ではないが、使用出来なくなったときは再請求(郵送費自己負担)が必要。

(3)今後の対応について

改良前ステッカーを貼付している場合、何らかの対応(透明保護シールを貼付など)が必要であり、現在検討中(決まり次第大阪府流入車規制ホームページにて周知予定)。

2. 再交付手続きについて

(1)盗難、紛失、修理で破損したとき 適合車等標章交付請求書 再交付理由書 他

(2)交付を受けた自動車に変更があったとき 変更届出書 他

上記 1. 2. に関する書類 5 枚添付しています。

大阪府ホームページ「流入車対策」から(1)(2)の用紙を取り出せます。

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/kotsu/ryuunyuu/index.html>

以 上